

「福祉用具における保険給付の  
在り方に関する検討会」  
第 1 回議事録

第1回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」  
議事次第

日 時：平成19年9月3日（月）13:56～16:06

場 所：厚生労働省 共用第6会議室

1. 開 会

2. 議 題

①福祉用具の保険給付の在り方に関する課題の整理・明確化とその改善の  
ための論点について

②その他

3. 閉 会

○古都賢一振興課長 それでは、皆様の御協力により定刻より前にお集まりいただいておりますので、早速始めさせていただきたいと思っております。

第1回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」を開催させていただきたいと存じます。委員の皆様方、御多忙の中御参加いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、木内大臣官房審議官より、ごあいさつをいたします。

○木内喜美男審議官 ただいま御紹介いただきました木内でございます。

本日は、第1回目の「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」を開催にあたり、お忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。検討会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきたいと存じます。

高齢化が進みまして、介護ニーズが高まる中、介護保険制度はサービスの質の一層の向上を図りますとともに、将来にわたって持続可能なものとしていくことが何よりも肝要ではないかと考えておるところでございます。

こうした中で、平成17年度に抜本的な制度改正を行ったところでございますが、福祉用具につきましても、真に福祉用具を必要とする者に対する福祉用具の提供が適切に行われますよう、制度の見直しを行ったところでございます。

福祉用具は、要介護者等がその能力に応じて、自立した日常生活が営めますよう、起居や移動等の基本的動作を支援する自立支援には欠かせないものとなっておりますので、適切な提供が行われますよう、制度の運用をしまいにしたいと考えておるところでございます。

その一方で、社会保障審議会の介護給付費分科会からは、福祉用具貸与の価格については、同一用具にかかる価格差など、その実態について調査研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ることとの答申をいただいております。

本検討会におきましては、これらの状況を踏まえまして、平成12年の介護保険法施行からの6年間を通じてわかった福祉用具の課題及び短期的、中長期的に改善できる課題の改善方策等につきまして、御議論をしていただければと考えておるところでございます。

各分野において、それぞれ見識の高い方々にお集まりいただいております。さまざまな御意見をいただきまして、今後、厚生労働省として福祉用具行政の推進に当たって参考にさせていただきたいと考えておるところでございます。

どうか、こうした趣旨をおくみ取りいただきまして、忌憚のない御議論をしていただければと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○古都賢一振興課長 続きまして、本検討会の委員の皆様方の御紹介をさせていただきたいと思っております。

最初に、池田茂委員、社団法人日本福祉用具供給協会理事長でございます。

池田省三委員、龍谷大学教授でございます。

石川良一委員、全国市長会介護保険対策特別委員会委員長、稲城市長でございます。

伊藤利之委員、横浜市総合リハビリテーションセンター顧問でございます。

木村憲司委員、日本福祉用具・生活支援用具協会会長でございます。

木村隆次委員、日本介護支援専門員協会会長でございます。

久留善武委員、社団法人シルバーサービス振興会企画部長でございます。

田中滋委員、慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授でございます。

対馬忠明委員、健康保険組合連合会専務理事でございます。

東島弘子委員、ジャーナリストでございます。

村尾俊明委員、財団法人テクノエイド協会常務理事でございます。

山内繁委員、早稲田大学人間科学学術院特任教授でございます。

なお、事務局でございますが、ただいまごあいさつをいたしました、木内大臣官房審議官（社会、障害保健福祉、老健担当）でございます。

私は、老健局振興課長の古都でございます。よろしくお願いいたします。

私の左が、北島福祉用具・住宅改修指導官でございます。

それでは、議事に先立ちまして、本検討会の運営について御説明をさせていただきたいと思っております。議事は原則公開ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、本検討会の座長でございますが、田中滋先生にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○古都賢一振興課長 よろしくお願ひいたします。それでは、田中滋座長にこれからの進行をお願いしたいと思ひます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○田中滋座長 座長として司会をさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。福祉用具に関する保険給付の在り方は、単に福祉用具にどういふふうに保険を使うかだけではなくて、介護保険の根本的な性格をよく表わしている種類の給付対象だと、経済学的に面白いといつては変ですけれども、いつも考えています。

ここの給付の在り方は、長期的な意味で、いろいろな介護保険の在り方に影響を与えるかどうかはまだわかりませんが、与えるよふな議論もできるかと考えております。

差し当たり、事務局から問題設定がありますので、それに応じて皆さん方の意見を自由に言ひたいだひて、介護保険の在り方がよりよくなるよふに努力してまいりたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

では、最初に資料の確認をお願ひします。

○古都賢一振興課長 それでは、事務局の方から、お手元の資料等につきまして御説明をさせていただきます。その前に、今回御議論いただく趣旨は、先ほど審議官からごあいさつ申し上げたとおりであります。少し私の方から補足をさせていただきます。後ほど北島の方から資料について説明させていただきます。と思ひます。

基本的に福祉用具の制度は、要介護の高齢者の方々の自立を支えるという意味では非常に大切な制度であると私どもは考えております。

現在の介護保険制度におきましても、貸与という方法と販売という2つの方法によつてサービスを提供するよふ形で、保険給付の方法に加えておるところでございます。

とりわけ、貸与制度といいますのは、介護保険制度ができてからつくりました全く新しい仕組みでございます。

にもかかわらず、急速に普及しまして、全国の要介護高齢者や、またその家族にとりましてもなくはないという仕組みにはなっているところでございます。

その一方で、介護保険制度全体を見てまいりますと、高齢者が増加する数を超えて伸びる要介護高齢者、要支援者の方々への給付をどのようにするのか。そして、そういう方々へのサービスの量の確保と同時に、費用負担という問題につきまして、やはり将来を見据えた対応が必要であろうということになります。

その一環として、平成 17 年に介護保険法を改正させていただいたということでございます。勿論、この改正は、これまでの課題だけではなくて、将来どうあるべきかということも踏まえて改正されたところでございました。

特に、利用者へのサービスはきちんと確保していかなければいけないということと同時に、やはり保険料は多くの国民の負担から成り立っているということでございますので、無駄を省きながら、必要な人には必要な給付がきちんと提供されるように、我々は不断の見直しをしていかなければいけないのではないかと考えております。

そういう意味では、17 年の制度改正を受けて、前回の報酬改定では、中重度者への給付の重点化、給付の適正化、あるいは福祉用具につきましても、その中で真に必要な人にサービスが提供できるような見直しを行ったところでございます。

そうした中で、先ほど審議官からございましたように、介護給付費分科会では、福祉用具の価格実態の把握を行って、保険給付のより適正な在り方を求めておられるわけでございます。

言ってみれば、福祉用具は、サービスの価格設定が定まっている他の介護給付とは異なって、実勢価格を基に 9 割給付するという仕組みをとってございます。

制度導入以来、利用状況などについて調査し、例えば利用の在り方が想定されないような状態像についての指針を示すなどいろいろな取組みが行われておりますけれども、やはり価格の設定あるいは経営の状況にまで視野を広げ、あるいは保険給付の在り方について十分な議論が必ずしも行われてきたものではないと私どもは認識をいたしております。

この給付費分科会からいただいた答申を基にしまして、昨年来、今日お見えの団体の協力も得ながら、また、多くの事業所の方々に御協力を願って、実態の把握に努めてきたところでございます。

この検討会では、そうした成果も踏まえながら、より具体的な御議論をいただいて、福祉用具というものが、真に必要な人のサービスとして、より成熟した制度になるよう、論点と方向性の整理をお願いしたいと思っております。発展する方向で御議論をしていただき、是正すべきものは是正して、よりよい方向を見出していきたいと考えております。

恐らく論点には短期的な課題から中長期的な課題まで幅広いものになるのではないかと考えております。

事務局といたしましても、力不足でございますが、さまざまな調査を基に積極的な資料づくりを行って、短期間で効率のよい御議論をしていただけるように努力をしたいと思っておりますし、本

日の資料もそういった観点で準備させていただいたところでございます。

ここでの御議論は、最終的には報告書としてまとめていただきまして、給付費分科会での本格的な議論の参考資料ということになるわけでございます。

その中で、やはりこういう時代でございますので、すぐに取り組むべきものは、しっかりやらなければならないと思いますし、中長期的な課題には、また、しっかりとした御議論をいただくということで、重ねてお願いいたしたいと思っております。

したがいまして、今日の資料も現状の説明から、過去の議論も制定時まででございますので、およそ8年、9年前に御議論いただいたものまであります。どう時代が変わったのか、事業が成長することでどう変わったのかということも含めて、資料もお出しして、もう一回全体的に見直していただく、そのための論点整理あるいは議論の機会になればというふうに思っております。

この後、北島の方から資料の方を御説明させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○北島栄二指導官 続きまして、私の方から説明をさせていただきます。

資料の方は、資料編で1～4、及び参考資料編で1～5ということで分かれております。

議事次第2枚目以降にあります、資料一覧及び参考資料の一覧で、まずは確認していただきたいと思えます。

過不足等がございましたら、事務局の方で御用意いたしますので、挙手にてお知らせください。

それでは、資料1より御説明を差し上げます。「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会の開催について」設置要綱でございます。

先ほどお話の方をいただきましたので、案の方は取れるということで御了承ください。

「1. 設置目的」でございます。社会保障審議会介護給付費分科会から「福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること」との答申を踏まえ、福祉用具の報酬の在り方等について、今後社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うことを目的といたします。

「2. メンバー等」は、2ページ目を御参照ください。

「3. 検討事項」といたしましては、福祉用具の報酬の在り方及び保険給付の在り方に関する事項でございます。

資料1におきましては、メンバー表の次に、社会保障審議会介護給付費分科会、平成18年1月26日の答申書の方を入れさせていただいております。先ほど来、前提としておりますのは、その2枚目でございます。ページ数で言えば、4ページ目です。4つ目の事項に福祉用具の価格についての答申事項がございます。

ここにおきましては、社会保障審議会介護給付費分科会におけるこれまでの審議も踏まえ、今回の介護報酬、基準等の見直しを更に検討を進め、適切な対応を行うものとするということをお願いしております。

続きまして、資料2の御説明に入ります。

「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方（案）」でございます。「第14回医療保険福祉

審議会老人保健福祉部会提出資料（H10.8.24）」でございます。

福祉用具の範囲を介護保険の中で定めさせていただいております、1～7の事項がございます。これが、基本的に介護保険料で扱う福祉用具の範囲でございます。自立の促進、介護者の負担等の軽減や、一般の生活用品ではなく、介護のために新たな価値づけを有する、ある程度の経済的負担感があり、給付対象となることに利用促進が図られるもの等、7つの判断要素でございます。

ただ、一方で、その中で福祉用具の給付方式として、販売の方に対象として考えております事項に関しましては、以下の2項について規定をさせていただいております。

購入費の対象用具は例外的なもの、原則は貸与でございますが、購入費の対象用具は例外的なものであるが、判断要素として対象用具を以下の2項により選定しております。

1項目が、心理的抵抗感が伴うもの。

2項目が、再度利用できないものとさせていただいております。

続きまして、同資料の2ページ目「介護保険における福祉用具（概要）」でございます。御案内のように、福祉用具の給付は在宅サービスでございますが、更にそのサービスが貸与サービスと購入サービスに区分されております。貸与サービスにおきましては12種目、購入種目におきましては5種目を規定しているところでございます。

支給限度基準額におきましては、貸与におきまして、要支援、要介護等の支給限度額の範囲内において他サービスとの組み合わせ。

購入におきましては、10万円ということで、介護度にかかわらず、定額ということでございます。

続いて給付割合でございますが、サービス利用料の9割を貸与においては支給する。購入におきましては、購入費の9割を支給するということになります。

更に給付額でございます。公定価格制ではございません。現に要した費用、実勢価格ということで貸与及び購入とも設定させていただいております。

3ページ目でございます。福祉用具の導入に関わるプロセスの中で、関わってくる専門職種の連携及び業務を書いているところでございます。

左側がプロセス、右側が実施者となっております。主に必要性の判断からモニタリングまでは非常に重要な点ではございますが、必要性の判断におきましては、介護支援専門員、品目の選定におきましては、介護支援専門員及び福祉用具専門相談員、搬入取り付け調整には専門相談員等、適合性判断、使い方指導におきましては、福祉用具専門相談員、モニタリングにおきましては、福祉用具専門相談員、介護支援専門員の連携ということになっております。

実際に物をレンタルするばかりではなく、人が関わるサービスということを、こちらの方で明確に御理解いただければよろしいかと思っております。

4ページ目にまいります。こちらは、まず、福祉用具専門相談員の業務を整理させていただいております。上のチャートの御説明の前に、下の文章中、四角の囲みをごらんください。

「福祉用具専門相談員の業務」といたしまして、貸与、販売について整理をさせていただいております。

黒丸は導入時、白丸はサービス提供中に行うサービスということでございます。それぞれ記載が

ございますけれども、そこは御参照ください。

その内容を踏まえ、イメージとして示したものが、その上のチャートでございます。サービス提供期間が12月の場合ということで例を取り、給付方式が貸与、販売の場合は、そのコストがどのように算定されていくかということを示しております。

貸与、販売、それぞれに物品にかかるコスト、人的サービスにかかるコストがございます。貸与におきましては、物品のコストに関して、継続的に算定ということでございます。人的サービスにおきましては、継続的に算定、点検等が※印として特だしでございます。

なお、利用期間中の前後におきましては、終了時に搬出等がございます。それも四角のAということで御参照ください。

一方、販売におきましては、物品、初回のみ算定ということ、人的サービス、初回のみ算定ということでございまして、貸与と違い、当然ながら物品においては販売という形式を取らせていただいております。

人的サービスにおきましては、貸与サービスの導入時の内容より、消毒、保管を抜いたものが、ほぼ販売時の人的サービス、初回のみ算定する内容となっておりますということでございます。

続きまして、5ページ目でございます。これは、販売及び貸与の流れということで示させていただいております。

指定福祉用具貸与事業者及び指定特定福祉用具販売事業者、それぞれに分けてチャートとして書かせていただいております。御参照ください。

以上のようなところが、資料の2におきます、福祉用具制度の内容というところでございます。御説明を続けさせていただきます。

資料3、こちらはテクノエイド協会が18年度の事業で行いました「介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究」の概要でございます。

委員の先生方には、事前にお手元へ報告書をお配りしております。その報告書の内容を概要としてまとめさせていただいたものでございます。

なお、後ほど、5～6ページ目辺りに下線を引かせていただいておりますが、これは特に振興課の方として課題としてとらえてはどうかということで引かせていただいたもので、テクノエイド協会さんの御提出の資料に加筆をさせていただいたものということを、まず、お断り申し上げておきます。

それでは、1ページ目より御説明を差し上げます。事業の目的でございます。3つ目のパラグラフを見ていただきますと、本事業では、介護保険給付実態による個票データを基に、同一福祉用具についての価格差の実態について調査するとともに、貸与事業者における収支の状況、貸与価格の設定方法、更に実際の介護保険福祉用具利用者に対して、貸与サービス全般に関する意識調査等を行うことにより、介護保険における福祉用具貸与事業の実態及び課題について明らかにすることとしたということでございます。

「Ⅱ. 事業の実施概要」でございます。委員会を設置いたしまして、御意見もいただいたということで、2番目に関しましては、レンタル価格についての分析、貸与価格の価格差の実態について、

介護給付費実態調査によるデータを基に貸与価格の分布から分析を行いました。

3点目、福祉用具貸与事業者に対する実態調査等、損益及び費用構造等を把握する目的から実態調査を行い、それとともに、貸与価格の設定方法等を把握するためのアンケート調査を実施いたしました。

この調査対象といたしましては、福祉用具、貸与事業者を対象として、平成18年9月30日時点で、登録がある9,003事業者を級地及び事業者数で総括し、2分の1の無作為抽出4,502事業者を対象といたしました。

調査期間は、調査月平成18年11月でございます。

更に調査票といたしましては、委員の先生方のお手元でございます資料の中に別添として付けさせていただきます。損益や資産所得状況等を把握する目的であるA票、価格行動等を把握する目的であるB票でございます。

回収状況といたしましては、回収の数が1,199、有効回答数が195、有効回答率が4.7%となっております。

こちらの方は、電算審査基準を設定の上、記載された数字の整合性が確認されたのみを集計対象といたしましたので、調査数は少数にとどまったということでございます。必ずしも現在の福祉用具貸与事業所全体を代表するものではない。現時点で、福祉用具貸与事業を独立的に会計把握している。一部事業所の状況であることに留意していただきたいということでございます。

続きまして「4.利用者に対する調査」でございます。利用者の介護保険貸与価格等に関する意識及び貸与事業者選定に当たって、特に留意している事項等を把握するためのアンケート調査でございます。調査対象は車いす、または特殊寝台を利用している1,400人を対象といたしました。

調査月は、平成18年12月～平成19年1月まで。

調査票といたしましては、レンタルサービスに対する意識に関する事項等でございます。

回収率といたしましては、50.6%でございます。

4ページ目に移ります。「Ⅲ.調査結果の概要」でございます。

「1.レンタル価格の分析について」。分析の対象とした期間は、2005年、平成17年4月より2006年、平成18年3月までのサービス提供分としました。

給付費明細書のうち、TAISコードが入力されていないデータについては、商品进行特定できないため、分析から除外いたしまして、1～12の種目について、おおむね50%前後を対象といたしました。

更に、給付額シェアの第3位までの商品について、シェア、価格の分布、受給者別のレンタル価格の十分位数を算出いたしまして、価格差の大きさを十分位分散係数を用いて評価いたしました。

十分位分散係数とは、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示している数字でございます。

その結果、ごく一部にはずれ値はあるものの、平均単位数が1,000単位を超える商品についての十分位分散係数は、おおむね0.3以内に収まっており、全国物価統計との比較においても、実態として過大な価格差は認められてはおりません。

同様の分析を地域区分や事業者規模別、競合する事業者等でも試みましたが、上記と同様、実態として過大な価格差は認められておりません。はずれ値は、ごく一部であったが、著しく高額な請求がなされている製品については、その理由を把握したり、必要に応じて指導したりする仕組みの検討も必要と考えられると報告されております。

続きまして、福祉用具貸与の価格の動向でございます。「(1) 介護給付費実態調査からの分析」でございます。

介助用車いす、後輪駆動式車いす、電動ギャッジベッドについて2003年4月～2006年3月のレンタル価格の推移を見ると、価格はおおむね下落傾向でございました。福祉用具種類別に貸与価格の推移を見た結果、貸与価格の下落は市場に新製品が投入される際に、レンタル価格が下落することで、全体の平均価格も下落する傾向にあると推察されております。

介助用車いす、後輪駆動式車いす、電動ギャッジベッドについて、要介護度別の継続利用期間を算出した結果、要介護度が高いほど、継続利用期間が短い傾向にあることが確認されております。

更に「(2) 事業者の価格に関する意識」でございますけれども、福祉用具貸与事業では、他社との比較の中で価格を設定するよりもサービス内容や仕入れコストを基に設定する事業者が多い市場であることが推察されました。

続いて「(3) 利用者調査の結果」でございます。貸与事業者の選択に際し、利用者自らが複数の事業所ごとの価格を比較するケースは少なく、また、介護支援専門員も複数の事業所の情報を利用者にて提供するケースが少ないと推察されております。

6ページ目に移りますと、以上の結果から、サービス内容や貸与価格に関する情報、更には利用者自らが比較検討できるような環境づくりが必要であるものと考えられております。

続きまして「3. 福祉用具貸与事業の損益及び費用構造」でございます。こちらのポイントとしましては、貸与する福祉用具は種目によって、おおむね3～4年で購入価格を回収するものと、1年で回収できるものがあることが想定できたということでございます。

「IV. まとめ」でございます。必ずしも競争的な市場にはなっていないということが報告されております。更に貸与事業で求められているサービス内容に見合う対価に着目した価格の在り方を明確にすることが重要である。更に福祉用具貸与における保険給付の在り方についても検討が進められることが望まれると報告をいただいております。

以上が資料3、調査結果の概要でございます。

提出をさせていただいております資料編の最後でございます。資料の4、これは横置きのパーパーでございます。I～Vまで整理をさせていただいております。内容といたしましては、今、御報告いたしました、報告書から抽出をいたしまして、更にそれが現行制度による課題として事務局で考えた点をまとめさせていただきました。

そこに、報告書以外に参考とする資料、これはあくまでも案でございますが、すでに参考資料として提出しているもの、今後収集及び調査・集計を必要とするものをあわせて整理させていただいております。こちらの方は、御議論の際、活用いただきたいというものでございます。

内容といたしましては、先ほど抽出したものを書かせていただいておりますということで、特に現行

制度における課題について御説明差し上げたいと思います。

価格の最大値における記載の方からは、価格差ではなく、記入ミスや不正請求と推測されるはずれ値が存在しているのではないかとございます。

更には、利用者が事業者の選択を自ら行う際の情報の不足等に関しまして、適切な情報を得た上で選択を行っているか、市場原理が働いていないのではないかとございます。このところを課題としてとらまえております。

2 ページ目のⅢでございます。推定された回収期間、これが長期に及ぶものと、短期に及ぶものがございまして、より詳細な分析が必要と思われまますが、平均貸与期間が平均回収期間を超えて貸与される種目は貸与という給付方式になじまないのではないかとございます。このところを課題としてとらまえております。

3 ページ目でございます。課題のⅣ、サービス内容に見合う対価に着目した価格の在り方を明確化すべきではないかとございまして、課題といたしましては、不明瞭なコストが存在しているのではないかとございます。人的サービス、物的サービス、両方を分ける必要があるのではないかとございます。等々を挙げさせていただきます。

最後の4 ページ目でございます。種目によりましては、短期間で返却される場合と、長期間貸与を受ける場合の二極化が見られております。これは、利用者の状態像の予後に応じた給付が行われていないのではないかとございます。このところを課題としてとらまえております。

以上が論議として御活用いただけるよう作成させていただきました事務局の案でございます。

1～4 について資料の方を説明させていただきました。参考資料1～5につきましては、議論の際に必要な場合は、また事務局の方で御説明をさせていただきます。その他、不足等ございましたら、追加説明させていただきますので、適宜御指示ください。

以上でございます。

○田中滋座長 ありがとうございます。課長による検討会の趣旨それから指導官による資料の説明がありました。議論をする前に、何か技術的な質問点とかございますか。よろしゅうございますか。書かれていたことに対し確認のための質問のたぐいがある場合は、聞いておいた方が話が進むと思いますが、よろしいですか。

では、もし後で出てきましたら、そのときにということで、順番に議論して、今の資料4に基づいて議論していけばよろしいですね。

では、主に資料4の方に書かれている順番に議題を設定して、皆様方の専門的な御意見を伺います。問題の設定がⅠ～Ⅴまでありますが、Ⅰから順番に話をしてまいります。

Ⅰ番の価格の最大値が非常に高額になっているケースが存在する。この点に関して何か御意見はおありでしょうか。御意見とは、別に答えを求めている質問にかざられず、この件についてはこういうことはしらべなければいけないのではないかとございます。このような考え方ができるとか、何でも結構でございます。

では、対馬委員、お願いいたします。

○対馬忠明委員 はずれ値ということですが、この資料の中にも参考資料5で、国保の介護

給付費の適正化システムについて書いていますけれども、これはどうなのでしょう。医療保険なんかですと、当然支払基金なり、国保連合会なり、ないし我々保険者の方でチェックして行って、過誤請求、不正請求があれば、当然それはおかしいと、返してくれということをやるんですけども、この件についても明らかに平均値からはずれていておかしいではないかというのがあれば、それは返していただくということが自然だと思うんですが、実態はどうなっているのでしょうか。

○田中滋座長 課長、お願いします。

○古都賢一振興課長 基本的には実勢価格、制度的にはこちらで価格を公定しているわけではないので、今の制度では実際にかかった費用の9割を給付するということになります。したがって、平均値を超えているからといってどうかというのは、その段階で一概には言えないんだと思います。

ですから、本当は保険者の方で、利用者さんがそういうことをちゃんと認識されているかどうかとか、あるいは十分なサービスの情報が提供されて、あえてそういうものを選んでおられるかどうかとか、そこら辺りは、むしろきちんと調べていただいて、そこに何らかの問題があるや、なしやというところから御議論いただいてやっていただくのはどうかと思います。

今の段階では、公定価格という形ではありませんので、すぐ価格をもってして単純にだめだということとは言えないと思いますが、要するに提供の仕方の問題があるかどうかということについては十分議論して、そこから見て問題があれば何らかの措置を考えることはあろうかと思います。

○田中滋座長 どうぞ。

○対馬忠明委員 確かに実勢価格ということですので、公定価格なり、医療のように実際に必要がない診療行為であったということではないので、ちょっと難しいのかもしれませんが、また、そのことが今回こういった場で議論するということになっているのかもしれないんですけども、ただ、実勢というのは、市場の売り手と買い手があって、そこで相対でもって決まっていくわけですね。そうすると、一定のばらつきがあるんですけども、この辺りになりますと、本当に市場の実勢ということが言えるのかどうか。特にはずれ値の問題です。

そういうことからすると、現行でも何もしなくてもいいということにはならない気もするんですけども、その辺りはどうなのでしょう。

○田中滋座長 どうぞ。

○木村隆次委員 今回の対馬委員のお話ですが、はずれ値というところが、例えば電動ギャッジベッドで1番という製品番号の全く同じものがあって、その実勢価格からはずれているというのか、例えば平均で5万円ぐらいのものが、全く同じものが20万円でレンタルされていた。そういう見方をしていかないと、まずだめだと思いますし、それから同じく電動ギャッジベッドの中の機能の分類で見ていかなければいけないのかなと思うんですけども、全く同じもので全然違うお金でレンタルされている、これはどう考えたっておかしいんだと思うんです。

そこで、委員が共通に理解するのに、国保連の適正化システムで、どこまでそれがわかるかとか、例えば今言ったある製品番号のギャッジベッドを、調べていくと、価格がばらばらでレンタルされていることがわかるのかどうかとか、そういうところがわかってから次の段階に議論した方が話が進むのではないかと思います。いかがでしょうか。

○田中滋座長 どうぞ、指導官。

○北島栄二指導官 では、私の方から少し参考資料も含めながら今のお話の中で御参考としていただきたい内容について御説明差し上げます。

皆様のお手元にございます、参考資料の5をごらんください。今のお話の中にも出ておりました「国保連合会介護給付適正化システム」の御説明の資料でございます。横置きの資料となっております。皆様のお手元では一番最後に当たる資料です。

こちらは国保連システムでございますけれども、まず1ページ目。不適切なサービスの解消及び不正の根絶のため、検出困難な不適切もしくは不正な事業者や利用者を発見し、給付の適正化に活用していくための資料を提供することを目的としております。各国保連合会が保険者及び都道府県に情報を提供しているということです。

次のページがスキームでございまして、四隅に都道府県、保険者、サービス事業者、支援事業者という位置づけでございまして、真ん中に情報が集まり、突合チェックによる審査が行われるということでございます。

更にもう一ページ進んでいきますと、それをういまして、適正化システムということでございます。

まず、左の一番大きな丸でございますけれども、給付実態、実績等でございます。そこから給付の実績を活用した、事業者、利用者の抽出により、より狭められる。更に不適正、不正の可能性のある事業者の絞り込みができるということでございます。

こういった仕組みをうまく活用してまいれば、先ほど来より、対馬委員の方からも御指摘がございます、実態的にあるというものに対して、そのままではいかというところに対する具体的な対策というものがでてくるのかというふうに事務局の方でもとらえております。

以上でございます。

○田中滋座長 ありがとうございます。どうぞ、東島委員。

○東島弘子委員 資料4でございますけれども、利用者は適切な情報を得た上で選択を行っているかというのは、多分にダブるところだと思うんです。

申しましたのは、テクノエイド協会の報告書を拝見しましても、例えば82ページに利用者は過半数が自由価格、実勢価格であることを知らないという問題がございます。これは、介護保険制度が7年も経ってという大変ですけども、7年経ってなおも事業者が自由価格、実勢価格であることを利用者が知らないというのは、やはりこれは利用者の情報の非対称性という意味では、かなりの部分のマイナスではないか。これの方策が要るのかなというのが1点。

もう一点は、今、はずれ値のお話がありましたけれども、著しく高額というところも勿論研究の余地というか、改善の余地はありますけれども、では、報告書を見ても、今度は著しく低額というのがあります。

低額というところは、例えば市場原理的なものの中で、このままでいいのか。勿論それは利用者さんからすれば、安い方が望ましいんですけども、では、それと先ほど来の物だけではなく、人が関わるサービスという御説明もありましたけれども、人が関わる部分はどうなっているのかとい